平成２７年（フ）第１０２号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目２番３号
債務者　北川　　充
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目２番３号
債務者　北川　裕梨
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
埼玉県越谷市南町１丁目19番17号　カーサビアンカ越谷101
債務者　北越由美子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
愛知県豊田市若宮町６丁目５　若宮ビューハイツ203号、住民票上の住所愛知県豊田市市木町３丁目20番地10
債務者　山崎友理子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５３号
愛知県豊田市武節町屋敷180番地、前住所岐阜県恵那市長島町永田345番地８　サンハイツ中島108号
債務者　渡邊　真梨（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第５５９号
大阪府岸和田市岸城町22番19号
債務者　濱田　真弓
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
大阪府和泉市緑ケ丘２丁目８番２号
債務者　米田　博一
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
大阪府泉南郡熊取町久保１丁目８番９号
債務者　山出谷節夫
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
大阪府阪南市尾崎町６丁目２番13―402号
債務者　松﨑　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
大阪府泉大津市旭町18番２―907号
債務者　幸村　福美
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１５２号
大阪府貝塚市半田366番地13、前住所大阪府岸和田市流木町1019番地の２
債務者　阪口　久大
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
大阪府阪南市自然田940大阪リハビリテーション病院、住民票上の住所大阪府阪南市尾崎町141番地の１―206号
債務者　室田　幸義
1　決定年月日時　平成27年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
北海道十勝郡浦幌町字南町14番地１　南町団地Ｈ６年２号棟１号室
債務者　市川　千鶴（旧姓阪内）
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
北海道帯広市東２条南21丁目19番地　チャームハイツ３号室
債務者　土橋　和恵
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
山形県鶴岡市下山添字一里塚263番地11
債務者　鈴木　憲一
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１８号
山形県酒田市南新町１丁目７番27号
債務者　高力　真人
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第３１号
茨城県日立市鹿島町２丁目19番10―314号
債務者　鈴木　義幸
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
水戸地方裁判所日立支部